

消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について

新型コロナウイルス感染症対応の一環として、消毒用アルコールの増産・流通が図られているところですが、一部製品において危険物の容器としての表示が適切になされていない例が見られる状況です。

つきましては、消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について、必要な項目や具体的な例等を下記のとおりまとめました。

記

- 1 最大容積が 500 ミリリットルを超える容器の表示容器の外部に「危険物の品名」、「危険等級Ⅱ」、「化学名」、「水溶性」、「数量」、「火気厳禁」の表示を行うこと。

なお、表示の字体、大きさ及び色は問わない。

- 2 最大容積が 500 ミリリットル以下の容器の表示容器の外部に「危険物の通称名」、「数量」、「火気厳禁又は火気厳禁と同一の意味を有する他の表示」の表示を行うこと。

なお、危険物の通称名としては「エタノール」や「消毒用エタノール」、火気厳禁と同一の意味を有する他の表示としては「火気の近くで使用しないでください」や「火気を近づけないでください」等の例があること。